

## 周防大島町地域おこし協力隊員（定住促進）募集要項

周防大島町は、本州西端の山口県東部の瀬戸内海に位置し、瀬戸内海で3番目に大きな島となり、主な産業は農業、漁業、観光となっています。本町は、過疎・高齢化の進行により、人口は1万5千人弱、高齢化率は50%を超えていますが、元気なお年寄りの多い「長寿の島」「生涯現役の島」として知られています。

移住定住希望者への情報発信や相談、移住定住後のサポートまた空家の多様な利活用等を行うなど、定住の促進や地域の活性化に取り組んでいただける方を募集します。

【募集人数】 1名

【業務内容】

地域住民や関係団体、行政等と連携・協力し、次の業務を行っていただきます。

- (1) 移住希望者への情報提供
- (2) 移住フェアなどイベントの企画
- (3) 活用可能な空家の調査・掘り起こし
- (4) 空家の多様な利活用に関する企画
- (5) 関係人口に関すること
- (6) 連絡会議・研修会・報告会等への参加
- (7) その他目的達成に資する活動

【募集要件】

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村）に住民票を有しており、採用後は周防大島町に住民票を移し居住することができる方 ※応募の対象となる地域要件についてはお問い合わせください。
- (2) 令和4年4月1日現在で満20歳以上の方
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方
- (4) パソコン（ワード、エクセルおよびインターネットなど）の一般的な操作やSNSを活用した情報発信ができる方
- (5) 心身ともに健康で、地域住民や地域団体とコミュニケーションを図りつつ、地域の協力活動に意欲を持ってできる方
- (6) 活動終了後に、町内において定住する意欲がある方
- (7) 1年以上継続して働くことができる方
- (8) 兼業については、休曜日及び勤務時間外で業務に支障がなければ、認められますが、「職務専念義務」や「信用失墜行為の禁止」等の服務規律の適用となるため、それに反する場合は認められません。確認のため、兼業に関し事前の届出が必要となります。

【勤務地】 周防大島町内（業務により町外での活動もあります。）

【勤務時間】 週4日勤務（1日7時間45分）の31時間を基本とします。

【雇用形態】 周防大島町の会計年度任用職員として任用します。

【雇用期間】 任用期間は1年とします。ただし、規定により年度ごとに勤務実績を踏まえて更新（最長3年）します。

【報酬等】 月額 171,120 円（賞与は年2回）

【待遇】

- (1) 住居は町が用意し費用を負担（上限額あり）します。（引越費用、光熱水費等は自己負担とします。）
- (2) 社会保険及び雇用保険は町で加入します。
- (3) 任期終了後、周防大島町に定住し起業を希望される場合は、これに向けた支援を行います。

【休日】 土曜、日曜、祝日、12/29～1/3（休日出勤は振替休日対応とします。）

【応募方法および選考】

(1) 応募書類

- ・ 応募用紙（町ホームページからダウンロードできます。）
- ・ 履歴書（市販のもので可。写真は6ヶ月以内のものを添付のこと）
- ・ レポート「私が周防大島町で取り組みたいこと」（1000字程度）
- ・ 住民票の写し
- ・ 運転免許証の写し

(2) 提出期限

令和4年6月30日（木）【必着】 応募がない場合は随時募集を行います。

※応募用紙等は空家定住対策課に取りにこられるか、町ホームページからダウンロードできます。書類に必要事項をご記入のうえ、締切日までに空家定住対策課へ持参・郵送にてご提出ください。※提出された書類は返却いたしません。

(3) 選考方法

①第1次選考

応募があり次第、書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

②第2次選考

第1次選考合格者を対象に周防大島町役場にて第2次選考（面接）を行います。日時等詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。ただし、コロナウィルス感染症の状況によっては、リモートによる面接となる場合があります。

なお、第2次選考（面接）に要する交通費等は個人負担とします。

③最終選考結果の報告

最終結果報告は、文書で通知します。

【提出・問合わせ先】

周防大島町 空家定住対策課

住所：〒742-2921 山口県大島郡周防大島町大字小松 126 番地 2

電話：0820-74-1033 FAX：0820-74-1015